

大船渡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年6月24日

大船渡市監査委員 鈴木 弘

大船渡市監査委員 船野 章

## 令和6年度定期監査（前期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

### 1 監査の対象及び範囲・機関

財務に関する事務の執行を対象とし、令和5年度を範囲として実施した。

対象機関は次のとおり。

小学校（3校）：末崎小学校、赤崎小学校、綾里小学校

中学校（2校）：末崎中学校、東朋中学校

### 2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、施設・設備の維持管理が適切になされているか、物品等の購入計画、購入手続、検収及び管理は適正に行われているか、現金等の出納及び保管は適正に行われているか等を着眼点として監査を実施した。

### 3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、学校経営の基本方針への取組における財務に関する事務の内容や手続について校長、学校教育課長等から事情聴取を行うなどにより実施した。

### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 場 所： 対象機関の会議室等

(2) 日 程： 令和6年5月13日から令和6年6月24日まで

### 5 監査結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、理科室における薬品の使用期限、寄附備品の受入日等が台帳に記載されていない等の軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

また、前回の監査において口頭で指導した事項で是正されていないものがあり、大船渡市監査結果の取扱基準に基づき、次のとおり注意事項として記載した。

未来を担う子ども達の教育環境の充実のため、今後とも事務執行の更なる適正化に努められたい。

#### 【注意事項】

対象	東朋中学校
内容	前回の監査において、薬品台帳を整備するよう口頭指導したが、整備していない。